

水素保安小委員会、産業保安基本制度小委員会、製品安全小委員会報告書概要

- ①総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会
総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 脱炭素燃料政策小委員会
産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 水素保安小委員会
「中間取りまとめ」概要（保安関係部分）

大規模な水素等サプライチェーン構築を見据え、将来の水素保安の在り方としては、「事業者によるリスクに応じた柔軟で高度な保安」、「国際調和」といった視点が重要。また、水素等の事業規模等が今後拡大していくことを踏まえれば、電気事業法やガス事業法のように、事業規制と一体的に保安規制が措置されることが想定される。こうした水素保安の将来像に向けて、以下の取組を進めていくことが必要。

- ・ 「水素保安戦略」で示している3つの行動方針と9つの具体的な手段（科学的データの戦略的獲得、円滑な実験・実証環境の実現、第三者機関の整備・育成、地方自治体との連携、リスクコミュニケーション、人材育成、国際調和等）に着実に取り組む。
- ・ 業界の規制改革要望については、水素等関連事業者と、官民の実務ベースで議論し、今後の方向性を定めていく。
- ・ 低炭素水素等の供給・利用の促進に向け、低炭素水素等の大規模な利用については、高圧ガス保安法に基づく製造の許可、各種検査等について、地方自治体に代わって、国が実施できるようにすることで事業の迅速化を図ることを目的とした新たな制度を措置する。また、現行の関係法令（ガス事業法、電気事業法、高圧ガス保安法等）における技術基準等について、安全確保を前提に、不断の見直しを行う。

- ②産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小委員会
総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 カーボンマネジメント小委員会
「中間取りまとめ CGSに係る制度的措置の在り方について」概要（保安関係部分）

2050年カーボンニュートラルの実現のためには、省エネルギー、再生可能エネルギー、電化や水素エネルギーの活用などが必要であるが、一方、CO₂の排出が避けられない事業分野が存在。この分野においても、確実にCO₂排出を抑制する必要があるが、CO₂を回収して地下に貯留するCCSはこれを解決するに当たり重要な取組。

このため、貯留事業者が行う貯留事業や輸送事業者が行う輸送事業について、一定の規律を確保するための措置を講じることが必要である。また、事業を行う上で懸念されるリスクに適切に対応し、公共の安全を維持し、災害の発生を防止することが不可欠。

CO₂貯留事業は、石油・天然ガスの掘採を目的とするCO₂-EOR・EGRと類似性があることから、鉱山保安法も踏まえつつ、貯留に必要な地上設備の保安の確保や地下の井戸の掘削・CO₂貯留作業における安全等の確保のために必要な措置等の保安規制を新たに体系的に整備することが適当。他方で、CO₂貯留事業は、石油等の掘採がなく、CO₂が地下に溜まり続ける等の点でCO₂-EOR・EGRと違いがあることから、貯留事業の実施に当たりCO₂の貯留に伴う地下構造の保護について必要なリスクマネジメントの実施や貯留作業への反映等を事業者を求めるべき。その際、これらの運用に当たっては、最新の技術的動向を踏まえる観点から外部有識者の知見等を取り入れるプロセスを設けることが適当。

また、導管輸送事業とガス事業法におけるガス導管事業の類似性が高いことを踏まえ、技術基準の適合・維持義務や工事計画の届出、使用前検査・定期自主検査、保安規程の整備と届出等、ガス事業法も踏まえつつ新たに体系的に保安規制を措置することが適当。その際、CO₂の物質的な特性（可燃性・爆発性のない不活性ガス、腐食性、高濃度のCO₂の人体への影響、比重等）を踏まえ、設備などの技術基準を設定することが必要。なお、超臨界状態における導管輸送については、国際的な状況を踏まえて技術基準などの安全性の観点から検討する。

③産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

「中間取りまとめ」概要

近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がインターネットモール等を通じて国内の消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、(1) 海外事業者がインターネットモール等を通じ直接国内の消費者に製品を販売する機会が増大しているが、こうした流通形態においては、製品安全4法上の義務を果たすべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、(2) 玩具等のこども用の製品については、多くの諸外国で事前規制が導入されているが、日本では一部の製品を除いて事前規制がないことから、諸外国で販売が禁止された製品であっても、国内での流通を防止することができないといった状況にある。

こうした状況を踏まえ、海外から直接販売される製品の安全確保や玩具などのこども用の製品の安全確保の対応について、今後の制度措置及び取組の方向性について一定の取りまとめを行うもの。